瑞宝小綬章を授ける
（福井大学名誉教授）　椿山　教治
瑞宝双光章を授ける
今井　有一　大谷　典　岡田　三郎
須田　昭　田村　尚和　千葉　恒夫
鍋島　修三　平山　昭三　福村　隆二
船越　謙勝　松村　隆
瑞宝双光章を授ける（各通）　照
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十二日）
今　貞夫　佐々木　生　鶴見
瑞宝小綬章を授ける（各通）　千葉
竹　俊明　杉本三千雄
大場　豊　阿部　守男　石部　祐基三
瑞宝双光章を授ける（各通）
（防衛事務官）　昇一　寛二　成
戸高　尚重　正雄　官原　兵次　口　槻　高木　重利　竹新作　山本下里間　石部
瑞宝双光章を授ける（各通）　修
飯田　好作　井藤
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十三日）
柏　次夫　多智花　俊裕　中島　盟　明
瑞宝双光章を授ける（各通）（九月二十四日）
佐藤
瑞宝小綬章を授ける
岩井　正光
瑞宝双光章を授ける（以上九月二十五日）
高島　晟
瑞宝双光章を授ける（九月二十七日）
○勲章
勲章褫奪令第二条第一項により平成二十七年八月二十五日勲章を褫奪された
単光　久阪　雅春

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十月二十八日チェコ国の国祭日につき、同月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る交通政策審議会の意見に関する公示

国土交通省最低賃金公示第１号

交通政策審議会から全国内航鋼船運航業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第５号）及び海上旅客運送業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第６号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に国土交通省海事局船員政策課「郵便番号100－8918東京都千代田区霞が関二丁目１番３号」あて提出されたい。

平成27年10月29日

国土交通大臣　石井　啓一

交通政策審議会の意見（要旨）

１．全国内航鋼船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「243,350円」を「245,150円」に、ただし書の職員「226,900円」を「228,700円」に、部員「184,750円」を「186,550円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「175,450円」を「177,250円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（事務部職員を除く。）「240,250円」を「242,050円」に、事務部職員「186,150円」を「187,950円」に、部員「179,000円」を「180,600円」にそれぞれ改正することが適当である。

船員の特定最低賃金（漁業（かつお・まぐろ）最低賃金）に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

交通政策審議会は、漁業（かつお・まぐろ）最低賃金について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に国土交通省海事局船員政策課「郵便番号100－8918東京都千代田区霞が関二丁目１番３号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の決定について

２　適用する地域　全国

３　適用する使用者

⑴　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、かつお・まぐろ漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第８号及び第９号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

平成27年10月29日

交通政策審議会会長　淺野正一郎

最低賃金の改正決定に関する公示

沖縄労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年10月29日

沖縄労働局長　待鳥　浩二

第４号中「１時間705円」を「１時間717円」に改める。

公　告

諸事項

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　株式会社インベストメントカレッジ

２．本店所在地　沖縄県中頭郡北谷町美浜三丁目３番地６ライオンズマンションマリンビュー802号室

３．登録番号　沖縄総合事務局長（金商）第６号

４．行政処分の年月日　平成27年10月20日

５．行政処分の内容　金融商品取引業の全ての業務を平成27年10月20日から平成27年11月19日まで停止すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）。

平成27年10月29日

沖縄総合事務局長　久保田　治

割賦販売法に基づく同法第11条の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第11条の許可を受けた者から、法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成27年10月29日　経済産業大臣　林　幹雄

名　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
ユーザーサービス株式会社	沖縄県那覇市泊一丁目６番地４号	第87号	平成27年９月24日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第11条の許可を受けた者は、前払式割賦販売の営業を廃止し、法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成27年10月29日　内閣府沖縄総合事務局長　久保田　治

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第21条第１項の権利を有する者は、平成27年12月28日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成27年12月28日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。